

鏡王女の出自について

菅野雅雄

はじめに

鏡王女・額田王の系譜・出自をめぐる論議が、近時再びやかましい。その中には、二女王を姉妹とする宣長（『玉勝間』二の巻「鏡ノ女王・額田ノ女王」）以来の説に立つ論や、あるいはそれを否定する論などさまざまあり、さらに論は、鏡王と大村墓志銘に名を留める威奈鏡公との関係の追究にまで及んでいる。

このような状態の中で、周知の如く、鏡王女を舒明天皇の皇女、または皇妹とする説が提出されているのであるが、結論とするところには多大の魅力を感じ乍ら、その論拠に今一つ納得しかねる点があるのを如何ともなし難い。ここに一文を草して、識者の御教示を得たいと思う次第である。

一、澤瀉久孝博士の説

その説は、改めて記すまでもない澤瀉久孝博士の大著『万葉集注釈』巻第二（三二一ページ）に見られるもので、集の第九一番歌の題詞

天皇賜_ニ鏡王女_ニ御歌一首

に付された解説である。引用すると、

「鏡王女」は従来額田王の姉と云はれてゐたが、それは額田王が鏡王の女だといふ事実と、額田王との唱和の作（四・四八九）があるといふ事とから推定した説に過ぎず、中島光風君が諸陵式に鏡女王の墓が舒明天皇陵の域

内にある旨記され、その通り現存してゐる事に注意し、他の類似の場合と照らし合せ、鏡王女は舒明天皇の皇女か皇孫だらうと推定された(鏡王女について)文学、第十一卷十号、昭和十八年十月)のに従ふべきだと思ふ。即ち鏡王の女でなくて鏡といふ名の王女と見るべきである。舒明天皇の皇孫と見る事は年齢の点で無理であり、皇女又は皇妹と見るべきでないかと考へる。(後略)

ただ、この説は『万葉集注釈』に於いて初めて開陳せられたものではなく、早くから提唱されていたところのものであった。それは雑誌『国語国文』(第十六卷一号、昭和二十二年三月)に掲載された「三山歌私見」(註)という「をし」の解釈を論じた論文に見えていて、引用すると、

この鏡王女を従來の諸注に額田王の姉としたのは誤であるらしい。中島光風君は「鏡王女について」の論で、延喜式の諸陵寮の卷に

押坂墓 鏡女王。在大和国城上郡押坂陵域内東南無守戸。

とあり、鏡王女の御墓が今も舒明天皇の御陵の東南にある事に注意し、一方、敏達天皇の御陵の内に御母石姫皇女の御墓があり、舒明天皇の陵内に御母田村皇女の御墓があり、欽明天皇の内に御孫吉備姫王の御墓のある事などを述べ、鏡女王は舒明天皇と近親の御間柄の方と断じ、万葉の鏡王女を鏡王の女と見るのは誤りであり、履中天皇の皇女、中帯姫皇女をまた長田大娘皇女とも長田王女とも記されてゐる事に注意されてゐるのは、傾聴すべき新説と見るべきであり、鏡王女は舒明天皇の皇女又は皇孫、即ち天智天皇の異母妹又は御姪にあたられるやうな方と思はれる。

と述べているのである。

だが、この両論は、結局、A従ふべきであるVとして中島氏説を継承し、それに立脚するだけのもので、澤瀉博士の説として何等新しい観点を加えているものでもなく、ただ単に、中島氏がA皇女か皇孫Vと推定したのを、初めはその通りに従い、後、『万葉集注釈』に至ってA年齢の点VからA皇孫Vを排してA皇女Vを採り、さらにA皇妹Vという推定を加えたに過ぎないものであった。

二、中島光風氏の説

ところが、これらの点を澤瀉博士が扱った中島光風氏の論文に就いて見ると、該論文は、諸陵式から鏡女王の押坂墓と他に四例（後述）の陵墓の記載を証として

諸陵式に見える皇族方の御墓で天皇の御陵域内にあるのは以上の四例の他には当面の鏡女王を葬り奉った押坂墓があるのみである。さうして鏡女王は天武天皇の十二年に薨せられ、したがつてその頃にはすでにもちろん押坂内陵は存在してゐたはずである。鏡女王はあとからその御陵域内に葬られ給うたことになる。これは舒明天皇と鏡女王との御関係がなみなみのものでなかつたことを推測せしめる。御二方の間に何らかの近親関係を設定することは全然架空の臆説として否定することはできまいと思ふ。それが天皇の御母であるか御孫であるかはわからないが、とにかくあまり御疎遠でない御関係のあつたことが考へられるのである。……（傍点筆者）と述べているのであり、さらに「後記」として付した一文中に

……舒明天皇と鏡女王との御間について、ある御近親関係を設定し得ることの可能性を証明し得たのである。云々（傍点筆者）

と記しているだけであつて、澤瀉博士が「従ふべきだと思はれた」鏡女王は舒明天皇の皇女か皇孫だらうと推定された」という一文は、実は認め得ないのである。

三、谷馨氏の反対論

しかし、前記の澤瀉博士が典拠とされた中島光風氏説に対しては、既に反論が提出されている。それは谷馨氏の「鏡女王の墓」（雑誌『短歌』昭和三十五年四月号）なる論文注(2)に見られる言で、煩を厭わず引用すると、

……それらの墓に就いて「式」の記載を検するに、石姫皇女のそれは「陵内」の合葬であり、田村皇女のそれと同じく、他の「域内」と記す墓とは性格が異なる。従つて、参考になり得るのは、大伴皇女と吉備姫王の墓に絞られてくるわけだが、この大伴皇女は欽明皇女（母は蘇我氏、推古帝の妹）であつて、舒明天皇との間にさしたる近

親關係は認められない。さすれば残るは吉備姫王の墓一つということになるが、僅かにこの一例によって、天皇陵域内に墓あるを近親者なりと定めることは無理であると思う。若しそういう慣例が存していたとすれば、歴代天皇陵の「域内」には、夥しい近親の墓があつて然るべきだ。次に「域内」の義の受取り方に問題がある。大伴皇女の墓を「域内」と記してはいるが、この墓は舒明陵以前既にこの地にあったものと推定（中島光風もいつている如く）すべきである。鏡王女の墓も、近いとは言え、陵と離れて孤立している。思うに、この「域内」なる語は、後年「式」を整えるに際して、管理の必要から、その所在を明らかにしようが為めに記されたものと解すべきではあるまいか。……（中略）……こう考えてくると、域内に墓があつたとしても、それは近親關係のために非ずして、陵とは無關係に、何等かの他の縁由によって其地に営まれたのであらうと推定せざるを得ぬ。

と論じ、その縁由は何かと自問して、

大伴皇女にしろ鏡王女にしろ、その墓の此処にあるのは、共にその生立（居住といつてもよい）の地即ち母若しくは乳母の属する氏族に關係があるのでは無いか。

と推定し、旧説Ⅱ鏡王女と額田王との姉妹説に立ち、さらに、近くに生根神社があるが、『大和志料』により、その祭神が「少彦名」であることを明らかにして、少彦名は出雲系の神、額田部氏も天津彦根神より出た出雲系の豪族であることを証に、

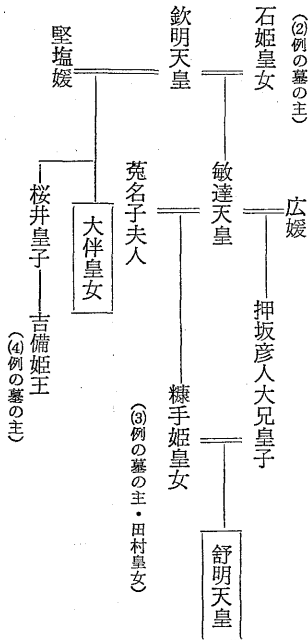
鏡王女が額田王の姉妹であることが確實とすれば、又王女が王と同じく額田部連支配の「額田郷」に生育していたことが推し得られるとすれば、その母なる人のでた額田部氏の支族の忍坂に住むあり、その縁によって王女の墓が此の地に作られたと考えることが出来る。

とされたのであった。

前段に於いて傍点を付した八慣例云々の点など、近親者が皆天皇陵域内に埋葬される慣例などは認められる筈もないが、だからと言って、慣例がなければ近親者が陵域内に葬られる筈がないというもおかしく、また、最近の高松塚古墳の発掘が呼び起こした議論の一つの「墓域」の問題は、母系を辿るより、やはりその豪族としてのまとまり

は見えない。逆に名にハ檢限Vを冠する陵は、(イ)檢限坂合陵Ⅱ欽明天皇、(ロ)檢限大内陵Ⅱ文武・持統兩天皇、(ハ)檢限安古岡陵Ⅱ文武天皇、の三例が求められるが、吉備姫王の系譜からみて、そのハ檢限Vは欽明天皇の檢限坂合陵と考えられ、現在、橿原市丸山の地を見ても、欽明天皇陵に比定される古墳の傍ら西方に吉備姫王の墓が伝えられている。さすればこの例(4)では、墓の主は被葬者天皇の孫に当たるのである。

(5)の相伴皇女は欽明天皇の皇女である。ここに記載のハ押坂陵Vも諸陵式中には見当たらないが、舒明天皇の押坂内陵を指すものと見られ、また、その墓が現在同陵域内に見られる。そうとすれば陵の被葬者舒明天皇は、相伴皇女の父欽明天皇の皇子である敏達天皇の孫で、相伴皇女との関係を系図に示すと、



となり、陵の被葬者舒明天皇の大叔母に当たるといえよう。これは(2)と(4)の例に比してあまり近縁とはいえない。この点に就いては既に中島光風氏が、

その御関係は前記の例ほど密接とはいへない。しかし、この相伴皇女はその御生存時代から推察して、舒明天皇よりも以前のお方と思はれ、したがってその御墓は、押坂内陵が建立された以前からすでにその地に存在してゐたらうと思はれる。つまり、相伴皇女の御墓がすでにあるところにあとから押坂内陵が建立されたといふことになるから、前の場合とは事情が異なるわけである。(このあと先の四一ページの引用文が続く)

と述べておられる。

以上は、中島氏が説かれたところを多少筆者なりに敷衍したものであるが、その検討結果からすると、陵の被葬者に対し(2)と(3)との例が御母、(4)が御孫、(5)が何分かの遠縁ということになり、この点からすれば將に中島氏が自ら言われるごとくへ舒明天皇と鏡王女との御間についてVへある御近親関係を設定し得ることの可能性Vを求め得たのみにとみるべきであろう。

中島氏の発言をこのように理解するとすれば、この中島氏説に従い、鏡王女を舒明天皇の皇女か皇妹とすべきであるとする澤瀉博士の発言は、多少恣意的な推論といわざるを得ない。しかし、問題はこの点に存する。

五、問題点の再検討

以上は、中島氏の説くところをいま一度振り返ったのであったが、この諸陵式の記載を更に検討して付言すると、まず、(2)と(3)との例に見られるように、御陵域内に被葬者天皇の御母の墓が造営されている場合に、陵と墓といずれが先に造営されたかは詳らかにしないが、式の記述は、へ敏達天皇陵内Vへ舒明天皇陵内Vと天皇の諡号および「陵内」なる語句をもって書き表わされているのである。そしてそれが御陵名および「陵域内」と記されている場合、即ち(4)・(5)の例は、一世代離れた御孫、あるいはそれ以遠の関係と認められる。そこで当該の問題である鏡女王の押坂墓の記載様式を見ると、へ押坂陵域内東南Vという御陵名および「陵域内」の語による註記であるから、前述したところからすると、御母・皇女などの一親等の関係ではないことになり、(4)に御孫の例があることよりすれば、二親等あるいはそれ以遠であるといえよう。(尤も当時一親等二親等という意識があったわけではあるまいが)そのうち皇孫といふことは澤瀉博士によっても否定されており、若し、最も親近な関係を求めるならば(二親等で)皇妹という点が浮かび上がってこよう。この点に就いてはなお後述する。

以下は細かい点であるが「鏡王女」の表記も一つの問題ではある。まず『万葉集』には周知の如く

天皇賜鏡王女御歌一首(九二)

鏡王女奉和歌一首(九二)

内大臣藤原卿娉鏡王女^二時、鏡王女贈^三内大臣歌一首(九三)

内大臣報贈鏡王女歌一首(九四)

鏡王女作歌一首(四八九)

鏡王女歌一首(四一九)

鏡王女作歌一首(一六〇七)

の如く一首の例外もなく、鏡王女[∨]と記載されているのである。

この「王女」という書き様は異例で、解釈は種々あるが、澤瀉博士も認めておられた中島氏は、既に『雄略即位前紀』に八安康天皇の皇后について記した割註の中に、皇后の御本名「中帯姫皇女」、更の名「長田大娘皇女」、これをまた「長田王女」とも書いてゐる[∨]と指摘し、二、三の疑点を提出された上であるが、人とにかくこのやうにして「何々王女」の例が他にもあることはあるわけである[∨]と述べておられる。しかし、この類例の適・不適は別にしても、前に検討した諸陵式の記載は明白に「鏡女王」と表記しており、『万葉集』の表記と異なり、諸陵式中にも「○○女王」の表記はこれ一例であり、この点はどう解釈すべきであろうか。^{注④}

さらに、前記した天皇陵域内に造営された墓の註記様式であるが、この鏡女王の押坂墓のみ、押坂陵域内東南[∨]と、八東南[∨]なる方位が明確に記載されて全くの例外となっている点も、又一つの問題点であり得よう。このように考察の対象とする材料中に多少の問題点を残すのであるが、ただ、前記引用例(2)(3)(5)に見られる石姫皇女・田村皇女・大伴皇女について、諸陵式は「皇女」と記しているが、これらは皆天皇の御女であり、その他も皆同じい。例外は「吉備姫王」とこの「鏡女王」とのみであるが、前述した如く「吉備姫王」は欽明天皇の皇孫に当たり、桜井皇子の女である。そこで残る「鏡女王」の書き様であるが、『書紀』には、「鏡姫王」が記載されているのである。

それは周知の『天武紀』の十二年条の

秋七月の丙戌の朔己丑に、天皇、鏡姫王の家に幸して、病を訊ひたまふ。庚寅に、鏡姫王薨せぬ。

なる記事で、通説では、『万葉集』卷二の九三・九四番歌の藤原鎌足との贈答歌の作者鏡王女は、『興福寺縁起』の

至於天命開明^{注⑤}天皇即位二年歲次己巳冬十月、内大臣枕席不安、嫡室鏡女王、請曰、

敬造_三伽藍、安置尊像、大臣不許、再三請、仍許、

に見える「鏡女王」と同一人と考えられており、この『興福寺縁起』と『諸陵式』との「鏡女王」は称の同一なるを以って同一人と認められようし、さすれば同じ皇族として『諸陵式』の「鏡女王」と『天武紀』の「鏡姫王」と結びつく機縁も生じ、通説ともいえる鏡女王・鏡女王・鏡姫王が同一人物であるとの推定の成り立つことは、今更述べるまでもない。この「鏡姫王」は八系譜未詳_レと注されているけれども（大系本「日本書紀」下四五八ページ頭注一〇）、以上検討してきた点に「姫王」の称を手がかりとした考察を加えれば、系譜推量の余地が残されているとみられる。

以下に、鏡女王_二鏡姫王の敏達天皇孫説、すなわち舒明天皇皇妹（または從姉妹）説を成立させるための一つの私案を記してみよう。

六、「姫王」の称の検討

すでに中島氏が同じ論文の中で此の「姫王」の称に触れて

この鏡姫王が又右（筆者注_二興福寺縁起に見える名、および万葉集の鏡女王）の鏡女王であることは、日本書紀における女王の御名の記しごま（大体推古天皇の御代ころから天武天皇の御代ころまでのあひだに、何々姫王の例が六例ばかり見え、このあひだには何々女王と記したものは一、二例しか見えない。姫王の呼称は女王の呼称に統一されるまでの過渡的呼称とみられる）から見て明らかだと思ふ。（傍点ママ）

と述べておられるのであるが、検討してみると、「姫王」は単なる時間的経過に基づく過渡的な呼称とのみではすまされないものがある。今、中島氏が推古_二天武間に六例（当該「鏡姫王」は除外してある）と数えられた「姫王」を具体的に列挙すると、

- (1) 舍人姫王（推古天皇十一年秋七月条）
- (2) 吉備姫王（皇極天皇即位前紀）
- (3) 大娘姫王（皇極天皇元年是歳条）
- (4) 倭姫王（天智天皇七年二月条）

- (5) 額田姫王（天武天皇二年二月条）
 (6) 山背姫王（天武天皇朱鳥元年夏四月条）
 で、これに「姫皇女」の称
- (7) 糠手姫皇女（舒明天皇即位前紀）
 (8) 大田姫皇女（齊明天皇七年春正月条）
 の二例を加えて検討する。
- (1) 舍人姫王は『紀』では推古十一年秋七月条に当摩皇子の妻として、その死が語られている。日本古典文学大系『日本書紀』は△欽明皇女、舍人皇女をさす▽（下、一八〇ページ頭注一）と注するが、欽明第十三子舍人皇女に注しては△推古十一年七月六日条にみえる当摩皇子の妻の舍人姫王は同一人か▽（下、六七ページ、頭注四〇）と疑問の余地を残している。後の例に準じて「舍人皇女の御女舍人姫王」と考えることもできよう。^{注(6)}
- (2) 吉備姫王に就いては前述したが、再言すれば、欽明天皇の孫で、桜井皇子の女に当たり、皇孫である。
- (3) 上宮大娘姫王は大系『日本書紀』に△聖徳太子の女、春米女王のことかという▽（下、二四五ページ頭注二六）と注され、断定はされていないがまず認めて然るべきであろう。勿論記すまでもなく聖徳太子は用明天皇皇子であり、春米女王は皇孫である。
- (4) 倭姫王。舒明天皇皇子古人大兄の女、正しく皇孫である。
- (5) 額田姫王には問題が多い。天武二年二月丁巳朔癸未条には明白に△鏡王の女、額田姫王▽と記されており、皇女でないことは確かであるが、鏡王の出自が未詳で「皇子」という位置づけができないところに問題が残る。あるいは「鏡王」自身が皇孫であろうか。この点に就いては神田秀夫教授が△鏡王は用明天皇の皇子、母方（注11菟道磯津貝皇女）からいえば敏達皇孫、舒明天皇の従兄弟、皇極天皇の舅であるべき▽と述べておられるが、その抛る所は示されず、なほ真偽は不明である。
- (6) 山背姫王は『紀』中には他に例を見ない。しかし後述の如く、皇孫、それも皇位に即かなかった皇子の女では、『紀』に系譜の書き漏らされている場合のあることが容易に考えられ、問題を残す。神田秀夫教授は種々検討を加

えられた結果、敏達天皇―彦人大兄皇子―山代王Ⅱ山背姫王と推定しておられるが、^{注7)}いかがか。という次第。次に「姫皇女」の例は、

(7) 糠手姫皇女も前に述べた。敏達天皇皇女。更名は田村皇女であるが、皇女なればこそ「姫皇女」という表記をとったものといえよう。

(8) 『齊明紀』に見える大田姫皇女は舒明皇子中大兄の女。後、天智七年二月条では大田皇女Ⅴと記されているが、ここは齊明天皇条で、父中大兄皇子が未だ皇位に即いていないので、舒明皇孫という位置で大田姫王と表記されるべきところであったが、後に中大兄皇子が即位されたので皇女となるわけで、その辺の意識が「姫皇女」という称を生み出したものであろう。この点は前の糠手姫皇女にも同様な事情があったものであろうか。

以上を纏めてみると「姫王」の前後六例中、明らかに皇孫の称とするもの(2)(3)(4)の三例、皇孫とみても支障のないもの(1)(6)の二例、皇曾孫か皇玄孫かと思われるもの(5)の一例(ただし神田氏説に従うとこれも皇孫か)、とすることができ

七、むすび

前に欽明天皇以下の系図を書き記したが、それによると舒明天皇は皇孫、すなわち敏達天皇皇子押坂彦人大兄の子に当たり、若し、鏡女王を皇孫(敏達天皇の)として舒明天皇の姉妹(同母か否かは別にするが、父も違えば従兄妹であろう)に位置づければ、「鏡姫王」なる書き様も納得がいくのである。そして澤瀉博士がいわれたように、なるべく若くるといふ年齢の点からいえば皇妹(舒明天皇の)ということが考えられよう。さすれば親子の一親等関係よりも離れ、兄妹Ⅱ二親等関係に落ち着き、前述した諸陵式の記載の検討結果とも矛盾をきたさないものである。なお、『紀』に入姫王Ⅴなる表記であるに対して『延喜諸陵式』が八女王Ⅴであることからすると、あるいは、敏達天皇の皇孫でも、舒明天皇とは父母を異にし、従妹に当たるものといえようか。

また別に、澤瀉博士は皇女とした場合、天智・天武両天皇の御姉妹となるのに史に見えないのは不審だが、舒明天皇の皇女は『書紀』に間人皇女のみであるのに『皇胤紹運録』に布敷皇女・押坂錦間皇女・箭田皇女の三子が見える

ことから(一代要記・皇代記・帝王編年記にも多少男女の差はあっても見えている)、鏡王女の記録も漏れたと考えることが出来る。と述べておられるが、『書紀』の欠を『皇胤紹運録』他三書によって補い乍ら、鏡王女は更にそれら四書にも落ちたというのは、それら編書の信憑性に問題はあるものの、いかにも無理な解釈であり、むしろ敏達天皇の御孫¹¹帝位に即かなかった皇子の御子¹²と解いた方が、例(2)の吉備姫王¹³欽明天皇の皇子桜井(帝位に即かず)の女¹⁴が『書紀』にそのつながりの記載がないなどの例から見ても、鏡女王が『書紀』にその出自の記録されていないことも、あり得ることと認められよう。

結局、諸陵式の記載上の異例と見られる点¹⁵天皇諡号・陵墓名の点や、「女王」「王女」「姫王」の称号の点などから種々勘案し、さらに、「鏡王女」と「鏡姫王」とを同一人と認めた上で、舒明天皇との近親関係を想定するなら、それはむしろ御妹、または従妹(¹⁶敏達天皇の御孫)と見得るものであろうと考えるのである。

注(1) 後に「香具山は敬傍ををし」と改題して『万葉古径』二に収録。昭和二十二年十月刊。

- (2) 西田長男博士に「鏡王女の出自」なる御論があり(『国学院雑誌』第七十卷第十一号¹⁷万葉集特輯号、昭和四十四年十一月)、鏡王女を威奈の鏡の公の女で、額田の王の姉とする尾山篤二郎氏の「額田姫王攷」(『万葉集大成』第九卷、作家研究篇(上)所収論文、昭和二十八年六月刊)とこの中島氏説とを祖上に挙げ、「さて、ここに殊におもしろく思われるのは、この尾山氏説と中島氏説とに関して、万葉集の東西の双壁と謳われた武田祐吉博士と澤瀉久孝博士とがそれぞれ相い分れて、武田博士は尾山氏説に、澤瀉博士は中島氏説に、全面的に賛意を表されていることである。わたくしは以下に、これらの両説について、すこしく検討を加えてみようとおもふのであるが、したがって、それはおのずから武田博士説と澤瀉博士説との批判ともなるであろう。」「便宜上、まず、尾山氏説の検討から入ってゆきたい。」として、尾山氏¹⁸武田博士説を徹底的に反駁・否認しておられる。しかしこの論文は未完であり、中島¹⁹澤瀉博士説に対する批判には及んでいない。ここに引用傍点を付したところからすると、同様に反駁・否認の対象とされるのであろうと推察されるのであるが、本稿執筆の時点までには論放続編に接し得なかった。

(3) 後に「額田王遺跡紀行」中の一節として「額田王」(昭和三十五年刊)に収められた。

(4) 昭和四十七年度上代文学会大会で口頭発表の席上(五月二十八日於茨城大学)、五味智英教授より「表記の例外をどう扱え

るか」との御指摘をいただいたが、それに対する明確な意見は現在には持ち合わせない。いずれ考えをまとめて補うつもりである。席上いろいろ御教示を賜わった五味先生及び大妻女子大川上富吉氏に御礼申し上げる。

(5) ただし、神田秀夫教授は、舍人皇女は欽明十三子（末子）であって、欽明崩後（五七一前後）に近い出生。夫当摩皇子は用明天皇皇子で欽明皇孫にあたり、叔母・甥ではあるが、当摩同母妹群香手姫が用明即位前紀（五八五）にすでに齋宮に立ったとあることを根拠に、年齢は当摩皇子の方が上であったらう、と推定して、舍人皇女と舍人姫王とを同一人とみる。『万葉初期の女王たち』塙新書一九～二〇ページ。昭和四十四年一月刊。

(6) 前掲書三二ページ。

(7) 前掲書二四ページ。

〔付記〕

本稿に論じたところは、本稿中に数多く注記したことによって窺われるごとく、既に早く神田秀夫氏が好著『初期万葉の女王たち』で詳細に論じておられるものである。本稿執筆に当たって、この上なく恩恵を受けたことを深く感謝申し上げる。

しかし、その自由奔放な発想にはなかなかついて行けず、加えて、鏡女王と額田王とが姉妹であることを前提に論を進めておられて、姉妹説を成立させるための（自明の理か？）少しの労も費しては下さらないので、その点にまず疑問を起こさざるを得なかった。これが澤瀉博士説に対する小さな疑問と共に本稿執筆の因となったのである。

神田氏の御著書に比すると、まさに屋下に屋を架した如きものとなったが、敢て一文を草して、大方の叱正を乞う次第である。